

佐賀県告示第五十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その区間を表示した図面は、平成二十三年二月二十五日から平成二十三年三月二十四日まで佐賀県交通政策部道路課及び佐賀土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十三年二月二十五日

佐賀県知事 古川 康

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道 佐賀空港線	佐賀市川副町大字南里字二本櫛十二角八二一番一地先から 佐賀市川副町大字南里字二本櫛五角八三六番二地先まで	平成二三・二・二五